

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	プレミアム付き商品券発行事業	①県が提起したプレミアム率20%(県町各10%)の商品券に町独自の支援策として10%を上乗せし、30%のプレミアム率で発行することで、物価高騰の影響を受ける生活者の経済的負担緩和及び地域経済消費活性化の一助とする。 ②商品券発行事業に対する補助金 ③販売価格10千円×販売冊数20,000冊×負担率20%=40,000千円 商工会事務費相当額補助500千円 電子決済手数料補助1,622千円 その他C:一般財源1,196千円 ④桂川町商工会	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	中学校給食無償化事業	①令和8年4月から令和9年3月までの中学校給食費(教職員分を除く)について無償化を行うことで、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担を緩和する。 ②給食費の減免に係る費用(補助金) ③5,800円×305人×11月=19,459千円 その他C:一般財源552千円 ④中学生の子がいる世帯	R8.4	R9.3
3	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育料第2子以降無償化事業	①保育園、こども園等保育施設を利用する3歳未満児のうち、第2子以降の保育料について無償化することで、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担を緩和する。 ②3歳未満児第2子以降無償化に係る保育給付費 ③私立認定こども園5,275千円 小規模保育事業1,162千円 広域公立保育所76千円 認定こども幼保連携型2・3号分359千円 認定こども園幼稚園型2・3号分390千円 企業主導型保育施設分一時預かり分2,567千円 その他C:県支出金充当部分5,225千円 一般財源130千円 ④3歳未満児の子を2人以上養育する世帯	R8.4	R9.3
4	④消費下支え等を通じた	住宅改修特別促進事業	①既存の住宅改修補助金制度を拡充(補助率10%→30%)することで、物価高騰により落ち込んだ地域経済の消費活性化と、物価高騰の影響を受ける地域住民の経済的負担緩和の一助とする。 ②住宅改修を実施する者に対する補助金及び当該事業に係る事務費 ③補助金300千円×100件=30,000千円 常時勤務会計年度任用職員人件費(1名)2,802千円 その他C:一般財源932千円 ④町内に住民票を有し、居住住宅の改修を実施する者(給付対象者を合理的な範囲とする旨確認済)	R8.4	R9.3
5	④消費下支え等を通じた	水道料金減免事業	①令和8年4月から令和9年3月の1年間の水道基本料金について減免を行うことで、物価高騰の影響を受ける生活者及び事業者の経済的負担を緩和する。(官公庁施設は除く。) ②桂川町水道事業会計への繰出 水道基本料金減免に係る費用 ③基本料金平均月額5,900千円×12ヶ月×対象者見込増加率1.05=74,340千円 その他C:一般財源2,110千円 ④町内全世帯、事業所	R8.4	R9.3